

令和4年(ワ)第70号 妨害予防請求事件

原告 中国電力株式会社

被告 上関原発を建てさせない祝島島民の会

求釈明事項申立書

令和5年 4月19日

山口地方裁判所岩国支部 御中

被告代理人弁護士 中 村



ほか

1 山口県知事からの要請に対する原告の回答について

原告は、本件公有水面埋立工事について、山口県知事からの、「発電所本体の着工時期の見通しがつくまでは、埋立工事を施行しないこと。」という要請に対する回答を、会社のホームページで公開しているが(乙5)、これには「回答の概要」と記載されている。

(求釈明事項)

原告が、山口県知事に行った回答の全文を明らかにされたい。

2 海上ボーリング調査について

原告は、本件海上ボーリング調査を行う目的について、「発電所敷地内の断層の活動性評価に万全を期すため」としているが(訴状2頁)、本件海上ボーリング調査を行うことについて、原子力規制委員会との間でどのようなやりとりがあったのか不明である。

(求釈明事項)

本件海上ボーリング調査を行うことについて、原子力規制委員会との間で、相談、協議を行い、指示を受けた事実はあるか。ある場合は、その年月日と具体的内容を明らかにされたい。

3 「埋立工事施工区域」に対する占有権について

原告は、「公有水面埋立の免許を受けた者は、公有水面の一定部分を占有して埋立工事を施行する権能を付与される・・・から、占有権に基づく保全を請求できることは明らかである。」と主張する(訴状3頁)。

しかし、そもそも占有権とは、物に対する事実上の支配という状態そのものに法的保護を与える権利であるところ、原告が「埋立工事施工区域」をどのように事実上支配しているのか不明である。

(求釈明事項)

原告において、現状、「埋立工事施工区域」について、いかなる事実上の支配をしているのか、又はしていたのか、すなわち原告の占有権を基礎づける具体的な事実関係を明らかにされたい。